

## 指定居宅介護支援「重要事項説明書」

### 1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して公正中立な立場に立ち計画的なサービスを提供します。

利用者やその家族はケアプラン作成に当たっては介護支援専門員に対し複数の居宅サービス事業者等の紹介を求める事、及びケアプランにその事業者を位置付けた理由の説明を求めることが可能です。

関係市町村、地域包括支援センター・地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 2. 事業所の概要

#### (1) 居宅介護支援事業所の指定番号及び提供地域

事業所名	三橋町在宅介護支援センター
指定	平成12年 3月 1日
開設	平成12年 4月 1日
所在地	福岡県柳川市三橋町五拾町547番地
電話番号	0944-62-5825
FAX番号	0944-63-3671
介護保険指定番号	居宅介護支援 福岡県介護保険広域連合 4078900075
サービス提供地域	柳川市・みやま市

#### (2) 事業所の従業者体制 業務内容

管理者（主任介護支援専門員）

事業所の運営・管理・業務全般	1名	常勤
----------------	----	----

介護支援専門員	居宅介護支援に関する業務	1名	常勤
---------	--------------	----	----

窓口開設時間

月曜日～土曜日	8:30～17:30
---------	------------

休業日	日曜日、1月1日～1月3日
-----	---------------

### 3. サービスの内容

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 居宅サービス事業者との連絡・調整
- ③ サービス実施状況の評価
- ④ 利用者状態の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定申請に対する協力・援助
- ⑦ 相談業務

### 4. 医療機関との連携

- (1) 利用者が病院や診療所へ入院された際には、担当の介護支援専門員の氏名や連絡先についてその医療機関へお伝えいただくようお願いします。
- (2) 介護支援専門員は、居宅サービス事業者等から利用者に関する情報を受けたときや必要があるときは、利用者の同意を得て介護支援専門員が必要と認める口腔に関する問題、服薬に関する状態、心身または生活に必要な情報を主治医または歯科医師もしくは薬剤師に提供します。
- (3) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療系サービスの利用を希望されている場合は、利用者の同意を得て主治医等に意見を求めます。また、介護支援専門員はその意見を踏まえてケアプランを作成した場合はそのケアプランに意見を求めた医師に交付します。

### 5. 利用料金

#### (1) 基本料金

要介護を受けた方は、介護保険から全額支給されるため、自己負担はありません。

※ 利用者の保険料滞納の為、法定代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じての金額（1ヶ月当り）をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日当該市町村の窓口に提出することで、全額払い戻しを受けられます。

料金改定が行われた場合は介護保険法令に則って変更されます。その場合は改めて説明致します。

#### (2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービス提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

## 6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他の緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ災害計画を作成し、災害計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

## 7. 緊急時の対応

サービス提供時間に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

## 8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とされています。

## 10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

## 11. 苦情の受付について

### 苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○ 苦情受付窓口（担当者）

【職名】 主任介護支援専門員 荒木 智子

電話番号 0944-62-5825

FAX番号 0944-63-3671

○受付時間 月曜日～土曜日 8：30～17：30

行政機関その他苦情受付機関

福岡県介護保険広域連合 柳川・大木・広川支部	柳川市三橋町正行431 柳川市役所 三橋庁舎内(1階) 電話番号 0944-75-6301 FAX 0944-75-6340
柳川市地域包括支援センター	柳川市三橋町正行431 柳川市役所 三橋庁舎内(1階) 電話番号 0944-75-6321 FAX 0944-75-6306
柳川市役所 福祉課 高齢者福祉係	柳川市本町87番地1 柳川庁舎内(1階) 電話番号 0944-77-8516 FAX 0944-74-1374
みやま市役所 介護支援課 介護保険係	みやま市瀬高町小川5番地 電話番号 0944-64-1555 FAX 0944-64-1601
みやま市地域包括支援センター	みやま市瀬高町小川5番地 電話番号 0944-64-1516 FAX 0944-64-1517
福岡県運営適正化委員会	福岡県春日市原町3丁目1番地7 電話番号 092-915-3511 FAX 092-584-3790
福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課	福岡市博多区吉塚本町13番47号 電話番号 092-642-7859 FAX 092-642-7857

12. 損害賠償について

サービス提供に当たって事業者が故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

13. 文書の保管期間について

事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成し、これを契約終了後5年間保管するものとする。

#### 1 4. 公正中立なケアマネジメントの確保

- (1) 利用者は計画に位置付けるサービス事業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業者に求めることができます。
- (2) 居宅介護支援サービスの提供にあたり、当事業所が前 6 ヶ月間に作成した居宅サービス計画（ケアプラン）総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の記載された割合、並びに前 6 ヶ月間に作成したケアプランに記載された訪問介護等の回数のうち同一のサービス事業者によって提供された割合を、別途資料にて説明いたします。

#### 1 5. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

#### 1 6. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

#### 1 7. 感染症の予防及びまん延の防止ための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染症対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

#### 1 8. 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

指定居宅介護支援の開始に当り、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

令和 年 月 日

<事業者>

所在地 福岡県柳川市三橋町五拾町547番地  
事業所名 三橋町在宅介護支援センター (指定番号 4078900075)

管理者名 荒木智子 印

説明者名 荒木智子 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定居宅介護支援について重要事項説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名 印

<家族代表>

住 所

氏 名 印 続柄 ( )

<代理人>

住 所

氏 名 印 利用者との関係 ( )

H21年 6月 1日 改定 H22年 6月 1日 改定 H23年 10月 1日 改定  
R 2年 4月 1日 改定 R 3年 4月 1日 改定 R 6年 4月 1日 改定  
R 7年 4月 1日 改定